

## 平成26年第3回墨田区議会定例会提出予定案件

### 予算

- 1 平成26年度墨田区一般会計補正予算

### 条例

- 1 墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区連続立体交差事業基金条例
- 7 墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 11 墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 12 墨田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 13 墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

### 契約

- 1 吾孺第二中学校校舎改築工事請負契約
- 2 吾孺第二中学校校舎改築に伴う空調設備工事請負契約
- 3 吾孺第二中学校校舎改築に伴う電気設備工事請負契約

### その他

- 1 墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 2 墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について

### 報告

- 1 平成25年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 平成25年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 平成25年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成25年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

## 平成26年第3回墨田区議会定例会提出予定案件概要

### 条例

#### 1 墨田区の債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正(25.12.13公布、26.10.1施行)により同法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

本年10月1日

#### 2 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

薬事法の一部改正(25.11.27公布、26.11.25施行)により同法の題名が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められること等に伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

本年11月25日

#### 3 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

母子及び寡婦福祉法の一部改正(26.4.23公布、26.10.1施行)により同法の題名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

##### (2) 施行期日

本年10月1日

#### 4 墨田区営住宅条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正(25.7.3公布、26.1.3施行)に伴う東京都営住宅条例の一部改正(26.3.31公布、同日施行)を踏まえ、単身者に係る入居者資格の範囲を拡大する。

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正(25.12.13公布、26.10.1施行)により同法の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする。

( 2 ) 施行期日

アは公布の日、イは本年 1 0 月 1 日

5 墨田区公衆便所に関する条例の一部を改正する条例

( 1 ) 改正理由及び内容

ア 公衆便所の新設

次の公衆便所を公の施設として設置する。

〔 名 称 〕 平井橋際公衆トイレ

〔 位 置 〕 立花三丁目 2 9 番 1 1 号

〔 建築面積 〕 1 2 . 7 3 m<sup>2</sup>

イ 公衆便所の廃止

周辺環境等を勘案し、長崎橋際公衆トイレ（亀沢四丁目 1 8 番 1 号）を廃止する。

( 2 ) 施行期日

本年 1 1 月 1 日

6 墨田区連続立体交差事業基金条例

( 1 ) 制定理由

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業に係る資金に充てるため、基金を設置する。

( 2 ) 内容、施行期日等

別紙 1 のとおり

7 墨田区母子福祉応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

( 1 ) 改正理由及び内容

母子及び寡婦福祉法の一部改正（26.4.23 公布、26.10.1 施行）により同法の支援対象に父子家庭が加えられることを踏まえ、応急小口資金の貸付けについても同様の措置を講ずるとともに、題名を「墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付条例」に改める。

( 2 ) 施行期日

本年 1 0 月 1 日

8 墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

( 1 ) 改正理由及び内容

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正（25.12.13 公布、26.10.1 施行）により同法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められることに伴い、所要の規定整

備をする。

( 2 ) 施行期日

本年 10 月 1 日

9 墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例

( 1 ) 改正理由及び内容

児童福祉法の一部改正(24.8.22 公布、施行日未定( 1 ))により、放課後児童健全育成事業の対象者が10歳未満の児童から小学校6年生までの児童に拡大されることに伴い、区の学童クラブ事業の対象者についても同様の措置を講ずる( 2 )。

1 平成28年4月1日までの間において政令で定める日

2 小学校4年生から6年生までの児童については、区長が特に必要があると認める場合に対象とする。

( 2 ) 施行期日

墨田区規則で定める日

10 墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

( 1 ) 制定理由

児童福祉法の一部改正(24.8.22 公布、施行日未定( ))により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準を定める。

平成28年4月1日までの間において政令で定める日

( 2 ) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

11 墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

( 1 ) 制定理由

子ども・子育て支援法の制定(24.8.22 公布、施行日未定( ))により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準を定める。

平成28年4月1日までの間において政令で定める日

( 2 ) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

12 墨田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

( 1 ) 制定理由及び内容

児童福祉法の一部改正(24.8.22 公布、施行日未定( 1 ))により、放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について区の条例で定めることとされることに伴い、当該基準を定める（ 2 ）。

- 1 平成28年4月1日までの間において政令で定める日
- 2 基準の内容は、厚生労働省令に定めるとおりとする。

( 2 ) 施行期日

墨田区規則で定める日

13 墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

( 1 ) 改正理由及び内容

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正（25.12.13 公布、26.10.1 施行）により同法の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められることに伴い、所要の規定整備をする。

( 2 ) 施行期日

本年10月1日

契約

1 吾嬬第二中学校校舎改築工事請負契約

- ( 1 ) 位 置 墨田区八広四丁目4番4号
- ( 2 ) 契 約 金 額 18億1,116万円  
( 予定価格18億1,147万3,200円 )
- ( 3 ) 契約の相手方 坂田・岡本建設共同企業体
- ( 4 ) 工 期 契約締結の日の翌日から平成28年9月30日まで
- ( 5 ) 支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費  
学校施設建設費 工事請負費  
平成27年度 債務負担行為  
平成28年度 債務負担行為

2 吾嬬第二中学校校舎改築に伴う空調設備工事請負契約

- ( 1 ) 位 置 墨田区八広四丁目4番4号
- ( 2 ) 契 約 金 額 2億3,004万円  
( 予定価格2億8,042万2,000円 )
- ( 3 ) 契約の相手方 アサノ・タカヤマ建設共同企業体
- ( 4 ) 工 期 契約締結の日の翌日から平成28年9月30日まで
- ( 5 ) 支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費  
学校施設建設費 工事請負費

平成27年度 債務負担行為  
平成28年度 債務負担行為

3 吾孺第二中学校校舎改築に伴う電気設備工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区八広四丁目4番4号
- (2) 契 約 金 額 2億7,000万円  
(予定価格2億8,570万3,200円)
- (3) 契約の相手方 大坪・東武建設共同企業体
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成28年9月30日まで
- (5) 支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費  
学校施設建設費 工事請負費  
平成27年度 債務負担行為  
平成28年度 債務負担行為

その他

1 墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区横川コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区横川コミュニティ会館
- (2) 指定管理者 ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体
- (3) 指 定 期 間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

2 墨田区小規模企業特別融資資金に係る債権の放棄について

- (1) 債 権 の 内 容 墨田区小規模企業特別融資資金の金融機関に対する損失補償に係る譲受債権

- (2) 債 務 者  
借受人 相続人

(借受人は、破産免責決定後に死亡)

- (3) 放棄する債権の額 342万539円
- (4) 放 棄 の 理 由 借受人が破産による免責の決定を受けたことにより、回収が困難であるため



墨田区連続立体交差事業基金条例概要

1 内容

設置

東武鉄道伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）連続立体交差事業に係る資金に充てるため、墨田区連続立体交差事業基金を設置する。

積立て

基金として積み立てる額は、毎年度予算の定める額とする。

管理

ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

繰替運用

区長は、財政上必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

処分

基金は、基金の目的のため財源を充てる場合に限り、これを処分することができる。

委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、区長が別に定める。

2 施行期日

公布の日



## 墨田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例概要

## 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

家庭的保育事業等（ ）の設備及び運営に関する基準について、次に掲げる独自基準を設けるほか、厚生労働省令に定めるとおりとする。

項 目	国の基準	区の独自基準（案）
小規模保育事業A型 （分園型）の人員	【従うべき基準】 保育士を置かなければならない。	小規模保育事業A型に置く保育士は、 <u>常勤</u> とする。
小規模保育事業B型 （中間型）の人員	【従うべき基準】 保育従事者の数のうち <u>半数以上</u> は、 保育士とする。	保育従事者の数のうち <u>6割以上</u> は、 <u>常勤</u> の保育士とする。
小規模事業所内保育 事業の人員		

## 【参考】 家庭的保育事業等の種類

事 業	内 容
家庭的保育事業	家庭的保育者（区長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を行う者として区長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の保育を行う事業（利用定員が5人以下のものに限る。）
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。）において、保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	事業主（事業主団体を含む。）が設置した施設（委託を含む。）において保育を必要とする乳児・幼児又は保育が必要と認められる児童の保育を行う事業

## 2 施行期日

墨田区規則で定める日



墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
の運営に関する基準を定める条例概要

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（ ）の運営に関する基準について、次に掲げる独自基準を設けるほか、内閣府令に定めるとおりとする。

項 目	国の基準	区の独自基準（案）
事業に関する評価	<p>【参酌すべき基準】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、自らその提供する教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、教育・保育の計画及び記録を通して、自らその教育・保育実践の内容を評価し、常にその改善を図らなければならない。</p>
重要事項に係る文書の整備	<p>【参酌すべき基準】 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を備え置かなければならない。</p>

【参考】

特定教育・保育施設...施設型給付費の支給に係る施設として区長から確認を受けた認定こども園、幼稚園及び保育所

特定地域型保育事業...地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として区長から確認を受けた地域型保育事業者が行う地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

2 施行期日

墨田区規則で定める日

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第4号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
107,720,400	804,392	108,524,792

◇ 歳 出 804,392 千円

1	区民生活費	13,500千円
	(1) 区民活動推進費	7,400千円
	・ 安全・安心まちづくり推進事業費追加	7,400千円
	(2) 区民施設費	6,100千円
	・ 施設維持費追加(地区会館)	1,000千円
	・ 地域集会所管理運営費追加	5,100千円
2	民生費	248,364千円
	(1) 老人福祉費	31,500千円
	・ はなみずきホーム管理運営費追加	19,000千円
	・ たちばなホーム管理運営費追加	12,500千円
	(2) 児童福祉費	216,864千円
	・ 私立保育所修築資金貸付事業費追加	28,200千円
	・ 認証保育所制度事業費追加	104,171千円
	・ 私立保育所整備事業費追加	59,884千円
	・ 私立保育所耐震改修事業費追加	5,961千円
	・ 施設型小規模保育所制度事業費追加	6,800千円
	・ すみだ子育て支援情報発信事業費	9,248千円
	・ 学童クラブ事業費追加	2,600千円
3	土木費	506,500千円
	(1) 公園費	6,500千円
	・ 旧安田庭園再整備事業費(両国公会堂解体設計費)	6,500千円
	(2) 都市計画費	500,000千円
	・ (仮称)墨田区連続立体交差事業基金積立金	500,000千円
4	教育費	36,028千円
	(1) 教育総務費	23,328千円
	・ 学校ICT化推進事業費追加	23,328千円
	(2) 小学校費	10,300千円
	・ 学校施設維持管理費追加(トイレ改修)	2,700千円
	・ 通学路防犯設備整備事業費	7,600千円
	(3) 中学校費	1,800千円
	・ 学校施設維持管理費追加(トイレ改修)	1,800千円
	(4) 幼稚園費	600千円
	・ 管理運営費追加(トイレ改修)	600千円

◇ 歳 入	804,392 千円	
1 国庫支出金		21,538千円
(1) 国庫補助金		21,538千円
・ 保育緊急確保事業費		21,538千円
2 都支出金		150,557千円
(1) 都補助金		150,557千円
・ 保育対策等促進事業費追加		4,533千円
・ 学童クラブ設置促進事業費追加		666千円
・ 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)追加		122,902千円
・ 子ども家庭支援区市町村包括補助事業費追加		9,408千円
・ 地域少子化対策強化交付金		9,248千円
・ 通学路防犯設備整備事業費		3,800千円
3 繰越金		632,297千円
(1) 繰越金		632,297千円